

## 第 755 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 3 月 29 日 (水) 13 時 57 分～15 時 15 分  
場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

### 議題

- 1 会長、副会長の互選について (資料 1)
- 2 諮問事項
  - (1) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
  - (2) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
  - (3) なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)
  - (4) 海区漁場計画 (案) について (資料 5)
- 3 指示事項
  - (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について (資料 6)
- 4 協議事項
  - (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について (資料 7)
  - (2) 公聴会の開催について (資料 8)
- 5 報告事項
  - (1) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (資料 9-1、9-2)
  - (2) 漁業権 (分割・変更) の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準 (案) について (資料 10)
  - (3) 漁業権及び入漁権行使規則 (変更・廃止) の認可についての審査基準 (案) について (資料 11)
  - (4) 資源管理状況等の報告について (定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権) (資料 12-1～12-3)
  - (5) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示の公報掲載について (資料 13)
- 6 その他
  - (1) 令和 5 年 6 月の委員会開催日程について
  - (2) その他

### [参考資料]

- ① 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

## 出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、  
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、  
野口技師、川原技師、伊藤主事

## 議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は委員 15 名中 14 名の御出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

それではただいまから第 755 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、まず会長、副会長の互選がありまして、そのあと諮問事項が 4 件、指示事項が 1 件、協議事項が 2 件、報告事項が 5 件とその他となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

大竹委員、小澤委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは大竹委員、小澤委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず「会長、副会長の互選について」を議題としますので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事

【資料 1 に基づき説明】

議 長

ただいまの事務局からの説明のとおり、会長、副会長の任期は 2 年ということですので、4 月以降の会長、副会長について互選する必要があるということですが、どなたか立候補される方や、推薦したい方がいらっしゃる方はおられますでしょうか。

青木勝海委員

再選でお願いするのはいかがでしょうか。

議 長

今再選でという御意見がありました、これについて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

委員の互選ということですが、これまでも会長、副会長に色々やっていたいただいておりますので、私も同感です。

自薦、他薦がないのであれば、ぜひ会長、副会長に同じ立場でやっていただければと思います。

議 長

今青木委員と鵜飼委員より御意見がございましたが、それでは、会長には私櫻本が、第一順位の副会長には宮川委員、第二順位の副会長には福本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定させていただきます。

ただし本日宮川副会長は御欠席ですので、事務局から宮川副会長に確認を取っていただいてもよろしいでしょうか。

事) 上原主任主事

委員会が終わりしだい速やかに確認を取らせていただきます。

仮に辞退された場合には、4月の委員会で再度御協議いただくことも可能なので、その際は御連絡させていただきたいと思います。

議長

よろしく願いいたします。

それでは続きまして諮問事項(1)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事

【資料2に基づき説明】

現行許可の許可期間満了に伴う許可の切替えということで、実質的な変更はないとのことですが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項(2)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師

【資料3に基づき説明】

これにつきましても現行許可の切替えということで、実質的な変更はないということですが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定します。

続きまして諮問事項(3)「なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

本件につきましては本日資料が机上配付されている議題ですので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査

【資料4に基づき説明】

本件につきましては新たな許可の発行ということですが、この件について

委員一同  
議長

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（４）「海区漁場計画（案）について」を議題とします。

本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹  
水) 野口技師  
水) 相澤副技幹  
水) 原田主査  
議長

【資料５に基づき説明】

【資料５に基づき説明】

【資料５に基づき説明】

【資料５に基づき説明】

本件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

小菅委員

横浜の新たな共第１号はなくなったので、また横須賀から共第１号という認識でよろしいのでしょうか。

水) 原田主査

そのとおりです。

番号は現状と変わらないこととなります。

小菅委員

分かりました。

議長

他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

他になければ、漁業法の規定に基づき、海区漁場計画案に対し意見を述べようとするときはあらかじめ公聴会で意見を聴くこととされておりますので、先に協議事項（２）「公聴会の開催について」を議題としたいと思いません。

本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事  
議長

【資料８に基づき説明】

公聴会に関連して、まずスケジュールの件、そして公告する内容の件、そして公述人の選定を会長、副会長に一任させていただきたいという３点ですが、これにつきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

この公告はインターネットでも掲載されるのでしょうか。

事) 上原主任主事

そのとおりです。

鵜飼委員

分かりました。

この中の利害関係人の範囲ですが、（４）のその他の利害関係のある者

事) 上原主任主事

は、具体的にどのような方を想定しているのでしょうか。

例えば遊漁者や遊漁船業者は入るのでしょうか。

利害関係のある者ということで結構広く捉えられるような規定となっております。

最終的には申し出がきたときに該当するか判断することになりますが、例えば、漁業権の関係で言いますと、港湾管理者などはここに該当する可能性はあると考えております。

また、遊漁船業者ですが、条文は違いますが、先ほど資料5の参考資料で、意見提出者の業種として遊漁船業者団体が提出した意見が利害関係人の意見として採用されておりますので、こういった団体であれば公聴会においても利害関係のある者として捉える可能性はあると考えております。

鵜飼委員

分かりました。

議長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特になければ、公聴会の開催と公告内容、公述人決定の手続については原案どおり進めることにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて指示事項(1)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について」を議題としますが、本件は協議事項(1)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 上原主任主事

【資料6及び資料7に基づき説明】

議長

指示事項(1)と協議事項(1)について、実質的な変更はないということですが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動することとし、承認基準につきましても原案どおり制定するということによりよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

議長

それではそのように決定します。

続いて報告事項(1)「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 川原技師

【資料9に基づき説明】

議 長	<p>この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決定します。</p> <p>続いて報告事項（２）「漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準（案）について」を議題とします。</p> <p>本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、水産課から説明をお願いいたします。</p>
水) 相澤副技幹 議 長	<p><b>【資料 10 に基づき説明】</b></p> <p>この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決定します。</p> <p>続いて報告事項（３）「漁業権及び入漁権行使規則（変更・廃止）の認可についての審査基準（案）について」を議題とします。</p> <p>本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、水産課から説明をお願いいたします。</p>
水) 相澤副技幹 議 長	<p><b>【資料 11 に基づき説明】</b></p> <p>この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決定します。</p> <p>続いて報告事項（４）「資源管理状況等の報告について（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権）」を議題とします。</p> <p>本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、水産課から説明をお願いいたします。</p>
水) 野口技師	<p><b>【資料 12－ 1 に基づき説明】</b></p>
水) 相澤副技幹	<p><b>【資料 12－ 2 に基づき説明】</b></p>
水) 原田主査	<p><b>【資料 12－ 3 に基づき説明】</b></p>
議 長	<p>3つの漁業権漁業はいずれも適切かつ有効に活用されているという結論で</p>

- すが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
- 鵜飼委員 定置漁業権だけが概ねという表現が入っていますが、何か差異があるので  
しょうか。
- 水) 野口技師 他は全て適切かつと書いてあります。
- 水) 野口技師 漁業法施行規則に基づく意見としては、定第1号から定第25号までの全  
体について、適切かつ有効に活用されているかどうかの意見を述べておりま  
す。
- 議 長 今回、非活用漁業権と整理したものもありますので概ねという記載として  
おります。
- 水) 野口技師 概ねがついているかいないかというのは、やはり実質的に差があるという  
ことですか。
- 水) 野口技師 1月の委員会でも話が出たかと思いますが、1漁期以上操業がなされてお  
らず、活用されていない漁業権もあります。
- 水) 石黒担当課長 しかし県全体で見れば概ね適切かつ有効に活用されているということ  
です。
- 水) 石黒担当課長 個々で見るのではなく全体で見えております。
- 水) 石黒担当課長 補足しますと、定置漁業権の場合はいくつかの漁場で休業している定置網  
があり、全てが活用漁業権として有効に活用されているわけではなく、数か  
所活用されていない定置漁業権があるので、概ねという言葉を使っております。
- 水) 石黒担当課長 全てではないという趣旨で、概ねという言葉は定置漁業権の場合には加え  
ております。
- 鵜飼委員 区画漁業権と共同漁業権は全て活用されているということですか。
- 水) 原田主査 共同漁業権も行使されていない漁業種類があるのではないですか。
- 水) 原田主査 共同漁業権については共第何号共同漁業権というので1パッケージとして  
判断しております。
- 水) 原田主査 磯焼けなどの資源状況について局地的に特定の種類の水産動植物が活用で  
きない状態に陥っていることはありますので、それにつきましては水産庁の  
通知にもありますとおり、それがあからとって活用漁業権ではないとい  
う判断はしないこととしております。
- 水) 原田主査 例えば共第1号共同漁業権であれば、それをひとまとまりとして、活用さ  
れているか活用されていないかという判断のもと、全てにおいて活用漁業権  
という判断をしております。
- 水) 相澤副技幹 区画漁業権についても補足させていただきますと、近年の高水温や食害生



物の増加により、養殖生産ができていない漁場もあります。

国の指導では、合理的な理由がなく養殖を行っていないものについては非活用となっていますが、気候変動に伴う水温上昇や食害生物の増加に関しては合理的な理由であるという判断をし、活用していることとなりますので、適切かつ有効に活用されているという表現としたところです。

鵜飼委員

逆に、概ねと言わず、定置漁業も網が破れてしまったなどの理由であれば、網が破れなければ操業していたかもしれません。

それを考えれば同じレベルでもいいのかなと思ったので発言させていただきました。

せっかくなら良い方の表現にと思ったものです。

議長

私も少し思ったのですが、100%やっていなくて、1つか2つ欠けていれば概ねという表現を使うというのは、そこまでしなくても、例えば90%以上使っていればよいという感じではいけないのでしょうか。

やはり1つ、2つでも操業していなければ概ねというのをつけた方がよいという判断なのでしょうか。

水) 野口技師

今回は全部がというわけではなかったのですが概ねとつけさせていただきましたが、1個だめだったから、2個だめだったからという線引きはありません。

鵜飼委員

100%でなければ適切でないという言い方をすると、細かく見てしまえば、共同漁業権も区画漁業権もあるではないかという気がするのです。

そのため、神奈川県全体の漁場の利用の仕方を考えれば、皆さん上手くやっているのだから、概ねという差をつけるのではなく、皆さん同じでいいのではないかという意味です。

あまりこだわってもしようがないかもしれませんが、せっかくなら良い方の表現にするのがよいと思いました。

水) 相澤副技師

今般、活用漁業権、非活用漁業権と区別する中で、漁場計画を立てるところもあれば立てないところもありましたので、活用されていない漁業権がある中で概ねという表現をさせていただきましたが、今後この表現の仕方については検討させていただきたいと思います。

議長

よろしくをお願いします。

それでは本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続きまして報告事項(5)「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周

辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示の公報掲載について」を議題とします。

こちらは昨年 11 月の委員会で発動を決定した指示が公報に登載されたという報告ですが、この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件も報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

特段なければ、それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

御協力ありがとうございました。